

項目	意見
<p>8 ページ</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制</p> <p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能になっていることに加え、・・・</p>	<p>現行制度下では、有線テレビ放送事業者が電気通信役務利用放送事業者に業務区分を変更すると、区域外再送信の再送信同意が失効します。新たな法体系ではこの点にも配慮をお願いいたします。</p>
<p>17 ページ</p> <p>イ 裁定制度</p> <p>現時点では実態として当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要である。</p>	<p>区域外再送信問題では、当事者の協議とどういうものの同意を与える立場と同意をいただく立場の違いがあり対等な関係で協議を進めることは困難です。</p> <p>よって、意見の違いに対し適正な判断を下せる裁定制度は必要と考えます。</p>